

平成28年度（2016年度）第4回宝塚市国民健康保険運営協議会 会議要旨

日 時：平成28年（2016年）12月22日（木）

午後1時30分から3時30分

場 所：宝塚市立口腔保健センター2・2 会議室

○ 国民健康保険事業財政の健全化について

国民健康保険事業財政の健全化についての資料要求のあった件について、事務局より資料の説明。

<主な質疑項目>

（委員）保険税を納めていない方に対して、いろいろ収納に努めていると思うが、保険税を納めていない方に対して、被保険者証を発行しないという措置はしているのか。

（事務局）本市の場合は資格証明書の交付はしていないため、どなたにも被保険者証を交付している。医療機会を奪ってしまい命にかかわることがあってはいけないという市長の思いもあり、そういった対応をしている。

（委員）全ての方がお金がないから支払いできないというわけではないのではないか。納付ができるのに納付しない人に対しては被保険者証を出さないことで納付に繋がるのではないか。

（事務局）法的には1年以上滞納されている方が、資格証明書に該当し、10割負担した後に市役所で還付手続きをする流れになるが、本市としては、市長の思いがあり、資格証明書の発行はしていない。

（会長）ほとんどの保険者が資格証明書を発行して、保険税を納付してもらうようにしているが、市長のポリシーとして、市の政策的な立場から、それはやってこられていないということですね。

（委員）当局の説明に付け加えさせていただくが、市長の考えもあるが、国としても、資格証明書が滞納改善に余り効果がないということを議論している。機械的に資格証明書を発行しても収納率は上がらないという結果が出ている。

結果として、病院に行けなくなって命を落としたり、重症化したりして、保険税を納付してもらっても医療費が高くなるという実態だけが残っている。

一番の問題は、納付義務者となる世帯主が必ずしも国保加入者とは限らない中で、保険証を取り上げるということは、納付義務のない家族の保険証を奪ってしまって、病院に行けなくしてしまっている問題が出てくる。国も悪質と判断できた場合は資格証明書を発行すべきと言っているが、宝塚市で滞納者が悪質かどうか確認ができていないというのが現状で、その中で、資格証明書を発行すべきか、しないべきかという、選択肢としてしない方が命を守るために

は有効な選択肢であるというのが現状と思う。

- (委員) それに関連して、納付していない方の高額療養費は払うのか。
- (事務局) 高額療養費を直接押さえることはできないが、納めていない保険税を市税収納課で納付してくださいということは窓口で言っている。
- (会長) 医療が途絶えることのないようにということは理解できるが、例えば、財産調査とか差し押さえを随分行っているのに、収納率が上がらない理由は何なのか。
- (事務局) 滞納件数は大体300件から400件ずつ減ってきているが、分母となる滞納件数が多い。財産調査や納税相談を行い、支払い能力のない場合は分母から外せるというルールがあるが、マンパワーが不足している。
- (会長) そういうところが進んでいないから滞納として残るということは一つ課題ではないか。また、発想を変えて、福祉と連携し、自立を促していく役割を収納担当者が果たしていくというように考えた方がよいのではないか。
- (事務局) 生活実態をお伺いする中で、生活応援センターにつなげることも年間多くないが40件程度行っている。
- (委員) 過去の滞納分については本当に徴収できるのかどうか、もう一度整理した方がよいのではないか。
- (事務局) 過去の分については、生活困窮などで執行停止せざるを得ないものをきちんと検証して分母を減らしていくところに力点を置いていく。
- (委員) 資格証明書について、阪神間の他市の交付状況について教えてほしい。資格証明書を出していないところがあるのか。
- (事務局) 兵庫県下では2, 3の市町が出していないと記憶している。
- (委員) 県からの改善の通知に資格証明書の交付について挙げられていることは問題と思う。一律同様にしなくてもよいのではないか。資格証明書を交付するのは原則であり、悪質な方というのはわからないというものの、やはりそれが効果的だということが実質的に把握できている方には、資格証明書を交付していくということが収納率の向上につながるのではないかと思う。
- (委員) 所得が900万円超えの世帯に悪質な滞納者がおられるのであれば、そういうことも考えていかざるを得ないと思う。そういうところは確認できたら資格証明書を発行するという立場でいいと思う。ただ、加入者の8割が所得200万円以下のため、差し押さえるものがなかったり、換価できなかったりというのがほとんどのため収納率は上がらないと思う。
- (委員) 尼崎市や西宮市の減免の金額と件数が大きい。その辺りの特徴的なことも研究していく必要がある。
- (会長) 1件当たりの減免額が高くて、一世帯当たりとか被保険者一人当たりで低いのはなぜか。

- (事務局) 本市の場合は10割減免があるため、減免額がほとんどゼロに近くなるためである。
- (会長) 他市と比較すると、保険税率はだんだん同じになってきたが、減免額で見ると決してそうになっていないため、もう少し研究して、減免制度を充実するというを考える必要がある。
- (委員) 納期限過ぎると減免対象にならないことについて、もう少し緩和するのか、あるいは、徹底して納期限までに積極的に減免をしないと件数が伸びない。制度上の問題があるのではないか。
- (事務局) 地方税法で減免は納期までに申請するようになってきているため、緩和することはできない。そのため、PRに努めるということになる。
- (委員) 口座振替について、宝塚市の比率はいくらなのか。
- (事務局) 平成27年度実績で49.4%になっている。
- (委員) 赤字財政であるから、健康診断のサービスをしている場合ではないのではないか。
- (会長) 財政が厳しいから医療費を適正化するために、皆さんに無料で来ていただくほうが良いという判断ではないか。
- (委員) 特定保健指導に不参加の人を今以上に参加させるためにどういったことを考えているのか。
- (事務局) 個別の電話勧奨を中心に、特定保健指導の利用券を送付するときに、なぜ受けたほうが良いのかとか、どういう効果があるのかとか、注意するだけでなく、皆さんと一緒に保健師が生活習慣の改善に向けて考えていくような取組を地道に続けていくことであると考えている。

○ 宝塚市国民健康保険事業経営健全化プランについて

宝塚市国民健康保険事業経営健全化プランについて、事務局より資料の説明。

- (委員) 当局側がこのプランに照らしてどの程度到達しているのかというところをもう少し検証する必要がある。2分の1ルールと言われているが、インフルエンザが爆発的に流行って支出が増えて赤字が出たら、その2分の1を本当に来年度の保険税に乘せるのかなどいろいろ問題がある。
- (会長) 赤字解消計画として必要だが、30年度の県広域化以降の状況が全くわからないため、3年計画をつくることは事実上できないかと思うがどうか。
- (委員) もう検証するということができないかと思う。このプランに基づいて3年間どの程度できたのか。次年度の29年度については、一定参考にしながらも、現状に即した形で議論することが大事で、余りこのプランにとらわれることはないと思う。

- (委員) 2分の1でずっと来たわけであるが、その結果、今回の案を見ると、保険税率が他市に比べても突出してきている状況だと思う。実際のところ、これ以上2分の1の分を保険税で上げ賄っていくというのは難しくなっていると思う。
- (会長) 30年度になると、予算でかかるものは保険税で取りなさいという賦課がくると思われるため、2分の1ルールどころではない。
- (委員) 平成30年度以降は、全部保険税だけで、一般会計繰入はできなくなるのか。
- (会長) どの程度になるかはわからないが、一般会計繰入をすることで、交付金が減らされることになるのではないかと。
- (委員) 被保険者の立場に立って、国の制度とか税制ばかりに影響された議論になると、加入者の実態とか皆保険制度そのものの議論が飛んでしまう気がしているので、時間を割いてでも、回数増やしてでも、30年度に向けて行っていく必要があると思う。
- (事務局) 30年度の県広域化があるため、29年度の運協の回数を増やすことを検討しているが、数字などが国から示されるのは来年、再来年になり、国や県のスケジュールを聞いていると、来年度はかなりタイトな日程になる。
- (会長) 答申案の16対34、17対33の場合の数字は計算しているか。
- (事務局) 直近の収納率を使うと、16対34の場合は医療分では、平等割が2万3,900円、均等割が3万1,600円となる。17対33では、平等割が2万5,400円、均等割が3万700円となる。
- (会長) いろいろ議論が出たので、どういうふうな形で皆さんの意見を集約するかについて、次回までに考えて用意したい。

○ その他

事務局より次回の運営協議会の日程案内

- (会長) これで協議を終わります。